



今月の担当

- ・株式会社ユナイテッド代表取締役
- ・C-SR(社)医療介護経営研究会介護保険法顧問



駒居 義基(こまいよしき)

C-SRの皆さま、こんにちは

さて、今回も前回に引き続き実地指導での指摘事項について検討していきたいと思えます。

今回からは、少し居宅支援事業所から離れて、居宅サービス全般について概観していきたいと思えます。

【まずは運営基準違反がないか？】

どの事業所にも施設玄関口等に運営基準が掲載されているのをご覧になったこともあろうかと思えます。

この運営基準は、「私の事業所はこのような事業所で、掲載されている内容に沿って運営をしています」ということを利用者に示すためのものです。

また、厚労省令37号(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営時間する基準)にも運営基準が設けられており、この順守が求められます。

そのため、まずはその運営基準にそった運営がなされているかどうか、という点が必ず確認されます。

この点で指摘されることが多いのは、概ね次の通りです。

- (1)変更届を出すべき届け出がなされていない。
- (2)運営基準に盛り込まれている消防訓練を実施した形跡がない・実施していない。
- (3)運営基準に持ち込まれている職員研修がなされていない・した形跡がない。
- (4)苦情相談窓口(国保連、保険者の窓口、当該事業所の相談窓口)の記載がない。
- (5)利用に係る費用の額が明示されていない。
- (6)高齢者の権利擁護に関する取り組みがない。

特に多いのが(2)と(3)で、例えば「職員が入社後、3か月以内に研修を実施、かつ年に2回の職員研修の実施」という文言があるなら、その文言を裏付ける研修記録が必要となります。

また同様に消防訓練を、例えば年に2回実施するというのであれば、実際に行った記録があるかどうか(できるだけ写真等を用いたもの)も必要となります。

こうした違反が即指定取り消しになるかどうかは別問題ですが、こうしたことが出来ていないということは、そもそも法令順守ができない事業所と見做されますので、実地指導の内容にも当然影響を与えます。

次に、内部的なマニュアル・研修記録類の整備も非常に重要となります。

研修記録があるかどうか、という点が重要なのは先にお伝えした通りですが、マニュアルの整備を落としてしまっている事業所は意外と多くあります。

例えば、感染症マニュアルの内容に不備がある(盛り込まれるべき感染症が網羅されていない)、防災マニュアルが整備されていない、虐待防止や個人情報マニュアルがない、というものが比較的散見されるものです(中には、認知症マニュアルが『痴呆症』となっていた、という笑えないケースもありました)。

こうした運営基準に関する内部的な書類が揃っているかどうかは、必ず確認が必要です。

次に多い指摘事項が、いわゆる「体制加算系」の指摘事項です。これは次回検討していきましょう。